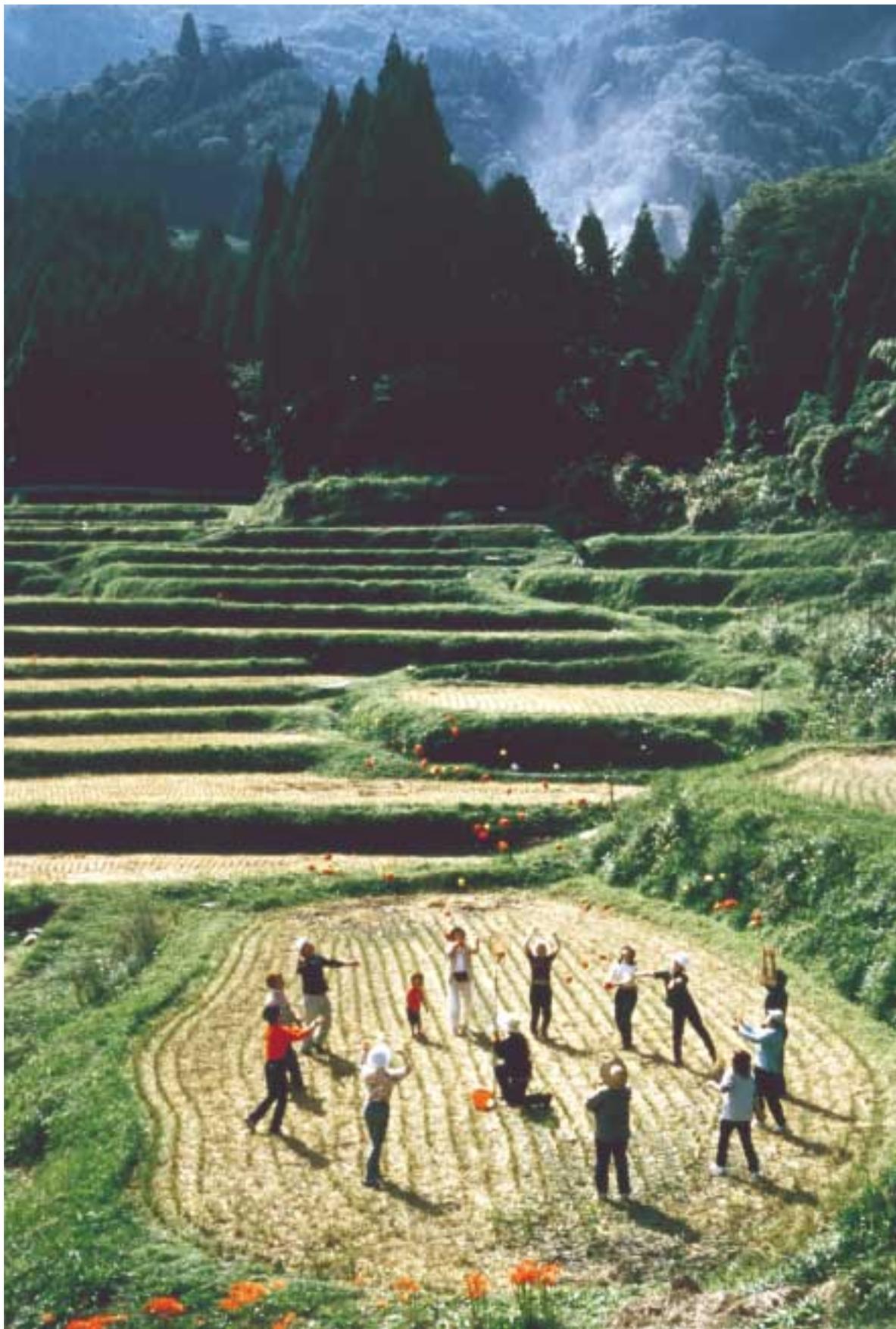


# 明日の淡海

自然と人との共生をめざして

Vol. 9  
2003.9.1 発行



里山の秋

# 未来学と次世代と



滋賀県立大学環境科学部

教授 土屋 正 春

## 環

環境問題、この四文字が眼に入らない日はないほどに私たちの社会は環境に気配りを必要としています。

しかし、このことは次第に「環境」という言葉が表す意味内容の範囲が拡張の一途をたどっている、とも言えるでしょう。

考えるテーマが「公害」から「環境」に代わってきていることは、誰でも強く感じているに違いありません。この変化の典型的な例として、「まちづくり」という観点の登場を挙げることができます。要約すれば、自分たちの暮らす町の将来展望をはぐくみ、その実現のために市民と事業者、そして行政がそれぞれの立場で参加するということなのですが、それだけにまた世代を超えた取り組みが必要なことは明らかです。

環境のあり方を考えることが、いわば未来学としての意味合いを

強くするようになるにつれ、若い世代をどう育てていくのかという次の主役へのバトンタッチについて、今の大人はどれくらい注意をはらっているのでしょうか。

ロンドンにある市民団体「グラウンドワーク」の事務所を訪ねたときに強く感じたのは、次世代に向き合う姿勢でした。何にでも使われる大きめの部屋が日常的な集まりの場になっていますが、小さな子どもも退屈しないように展示などにも工夫がされているのです。実際に、打ち合わせに集まってきたメンバーは子ども連れで、そうした子どもたちに、若いメンバーが展示を見せながらクイズなどで遊んでいました。

市民参加という言葉は次第に定着しつつあります。しかし、次のステップをどうするかという課題は待つてはくれないのです。



# かけがえのない生命を守る湿地 琵琶湖の取り組みを世界が注視している

「ラムサール条約」に琵琶湖が登録されて十周年。  
いまあらためて条約の主旨を確認し、今後に向けた課題と提言を、  
それぞれの第一線で多彩な活動を展開しておられる皆様にお集まりいただき、お伺いした。



須川 恒氏



口分田 政博氏



前畑 政善氏

|               |         |
|---------------|---------|
| 龍谷大学講師        | 須川 恒氏   |
| 「滋賀県野鳥の会」名誉会長 | 口分田 政博氏 |
| 琵琶湖博物館総括学芸員   | 前畑 政善氏  |

まず「ラムサール条約」の目的などについて、皆様それぞれのお考えをお聞かせいただけますか。

口分田 琵琶湖がラムサール条約の登録湿地であることは、私たち「滋賀県野鳥の会」にとつては大変うれしいことです。ラムサール条約の正式の名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。しかし、鳥は食物連鎖（生態ピラミッド）の頂点近くに立つ動物ですので、食物連鎖の下部の部分が充実していないと生活できません。したがって、条約は「特に水鳥」の保護を目的にしているのですが、よく考えると生態系全体を保護するのが目的であるといえると思います。

さらにラムサール条約は、登録湿地として指定された場所だけの問題ではないと思つています。指定地を中心にして、それを広げていくということが非常に大事なことではないかと思つています。私の家は田んぼの真ん中にあり、それ自体が素晴らしい湿地であると実感しています。しかも、これが昔からずっとワイズユースされてきたということを考えるのと、ラムサール条約の心は、指定地だけではなくて全体に及ぶものだと思つていますし、そうでなければならぬと考えています。

前畑 琵琶湖には固有種をはじめ実に多くの生きものが生息してきました。ところが、昭和四十年代初めにブルーギルが入り、昭和四十九年にブラックバス（オ

クチバス）が発見され、昭和五十年代にこれが大変な勢いで増えていきます。

一方、戦中・戦後に食糧増産の目的で行われた内湖の干拓、その後行われた圃場整備や琵琶湖総合開発などは魚類のゆりかごを奪い、結果的に、琵琶湖の固有種をはじめ、身の周りにいた多くの魚が随分減ってきたわけです。このような生きものの生息環境の悪化を防ぐという意味において、琵琶湖全体を視野に、水辺環境を保全するラムサール条約に琵琶湖が登録されたことは非常によいことだと考えています。ただ問題は、実際にそこに暮らす人々がこの条約をどの程度意識するかです。つまり、準備はできたが、人々がどこまで主体的に取り組むかということが課題だと感じています。

須川 ラムサール条約というのは三年に一度締約国会議を行つていきます。三年ごとに何をしているかという、湿地を保護して持続的に利用するために、どのようにしたらよいのかという「宿題」を、各国をはじめ地方自治体、NGO、地域の人々に向けて発信しています。この「宿題」に一生懸命取り組み、琵琶湖に関しても問題解決の手がかりになる施策などが見つかるとは思いますが、一番の課題は、「宿題」が出ていることをまったく知らない人が実に多い点なのです。ラムサール条約に十年前に入ったのはまちがいなく前進だと思つて、最近は市町村連絡協議会なども生まれ、少しは進んでいると思つていますが、「本格的



に」というのは、実はこれからだという感じがしています。

### 水鳥の保護だけでなく 命を育む湿地保全の条約

次に湿地の保全と水鳥の保護、これに関して条約との関連も背景に、須川先生はどのようにお考えですか。

須川 ラムサール条約は一九七一年に、特にヨーロッパの水鳥と湿地の關係に強い関心を持つている研究者や保護關係者がかわつてできた条約です。ですから条約の冒頭に「水鳥にとつて国際的に重要な湿地」と書かれています。しかし、最近ではもう水鳥の条約だといった考え方

はやめ、あくまでも湿地保全の条約であるという意見の一致ができてきていると思つています。

水鳥を調べるのは、楽しみながら数も数えられるし、ここが重要な湿地かどうか、水鳥の個体数などで容易に判定できるので、そのような意味では、また水鳥は非常に重要だと思つています。

実は、琵琶湖がラムサール登録湿地になったことをきっかけに、二年間行われた県の水鳥の総合調査にかかり、琵琶湖の湖岸全周を船を走らせて、水鳥の個

体数や分布を調べる調査や、関連する多くの調査を行いました。

二万羽以上の水鳥が飛来する湿地は登録湿地にできる条件なのですが、琵琶湖はガン・カモ類の水鳥だけで七万八千羽も越冬していることがわかりました。琵琶湖の湖岸環境は地域によって様々ですが、湖北町のこの辺りのように、遠浅で水草やヨシ原が多い湖岸には、ガン・カモ類の水鳥たちが多く集結するということを確認しました。

国内外に多くの登録湿地があります。ロシアのカムチャツカ半島にある広大な登録湿地に集結する雁の一種であるオオヒシクイを、ロシアの鳥類学者とともに捕獲して、番号が刻印された赤い首輪を装着したところ、日本海側のいくつかの登録湿地を経て、琵琶湖の湖北地方でも多数が越冬していることが確認されました。この湖北野鳥センターにある望遠鏡で、首輪の番号を読みとることもできました。この鳥たちは、登録湿地が国境を越えてつながっていることを教えてくれました。

「滋賀県野鳥の会」の活動の目的や歴史も含めて、そのあたりはいかがでしょうか。

口分田 「滋賀県野鳥の会」をつくったきっかけは、三島池のマガモの自然繁殖の保護が目的でした。三島池の鳥獣保護区（当時は禁猟区と言っていました）の拡大推進や天然記念物の指定を受けるた

めの運動を盛んに行ってきた。そして五、六年後に「山東野鳥の会」に発展したのです。昭和四十年頃になると琵琶湖にハンターが殺到しはじめたのですが、野鳥を保護する団体が何もありません。そこで、行政の方から「山東野鳥の会」を発展的に解消して「滋賀県野鳥の会」にしてもらえないだろうかという依頼があったのです。私たちも快諾して、昭和四十四年に現在の会を発足させました。

振り返れば、いろいろなことを行ってきましたね。たとえば、南湖の鳥獣保護区設定の陳情をしたり、琵琶湖全域を保護区にしてほしいという陳情などをしました。また、ヨシ原の保全についての基本になる調査を三年間続けました。そして、ヨシ原と水鳥の関係などを詳しく調べて滋賀県に提出しました。最近では、鳥獣保護センターの建設を知事に陳情しました。

前畑先生は琵琶湖博物館の学芸員でいらっしゃいますが、琵琶湖の湿地も含めた歴史などを読者の方への情報提供も兼ねて、少しお話しただけですか。

前畑 私は地史の専門ではありませんが、琵琶湖には古い琵琶湖（古琵琶湖）も含めて四百万年の歴史があります。四百万年前に、三重県の伊賀上野の辺りに小さい湖ができました。それが、三百万年ほどかけて現在の位置に移動してきたのです。その間も湖は現在ほど大きくは

なかったようです。琵琶湖が現在の大きくなったのは四十万年前くらい前と言われています。現在の琵琶湖の特徴としては、非常に広大な沖合いがあり、そこには下層に冷たい水の層があり、また北湖の一部地域ではありますが広大な岩場があること、また湿地帯そのものであるヨシの繁った湖岸や内湖があることです。そして、そうした個々の環境に適応して、様々な固有の種が生まれ、それらがそれぞれ個々の生活を繰り広げているのです。

琵琶湖というと、多くの人が現在の琵琶湖、あるいは農耕が始まってからの琵琶湖を考えますが、琵琶湖に人間が住みつく以前、一、二百万年前には、現在湖岸の田んぼになっている所はほとんどヨシ

帯であったと思います。琵琶湖の周りには膨大な面積のヨシ帯が広がっていて、アジアモンスーン気候の下で、五月から七月に大量の雨が降り続けると、すごい数の鮒や鯉やナマスがこの湿地帯に入り込んで産卵したと思います。

このような大面積を占めていた湿地が減少していったのは、水田の開拓が盛んに行われるようになってからのことでしょう。こうして湿地帯は消えていくわけですが、それでも昭和三十年代までは田





湖北野鳥センター

んぼが自然にあった湿地帯の役割を果たしていたと考えられます。その時代までは、湖と田んぼの連続性が保たれていたために、まだ自然の循環がうまくいっていたのです。これを断ち切ったとき、琵琶湖の魚類の減少が始まり、また水質の汚染が始まったと思います。

今、古代の壮大なヨシ帯の話が出たのですが、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（通称「ヨシ条例」）とラムサール条約の関係を教えていただけませんか。それから、琵琶湖の内湖も湿地だと思つのですが、条例には含まれてい

るのでしょうか。

須川 「ヨシ条例」に関しては、私は野鳥の営巣地や越冬地としての役割を調べる調査に参加しました。ヨシの重要性が再認識されたのは九〇年代に入ってからです。それまでは基本資料がほとんどなかったため、淡水魚に果たすヨシの役割や有効な利用法など数々の調査と整理が行われました。その中で、私が特に興味を持ったのはヨシ群落の面積です。面積が大きいほどサンカノゴイ、カンムリカイツブリといった珍しい種類が繁殖します。また、水に十分浸かっていないと営巣地として役割を果たさないことも解ってきました。つまり、野鳥をはじめ多様な生きものが生息している大規模なヨシ原がもつとも重要な保全対象になるということです。

内湖は、登録湿地にはほとんど含まれていません。登録湿地を広げることについても考えますが、とりあえずそれにこだわる必要もないと思います。登録湿地でなくても湿地の保全と持続的な利用を考える上で、ラムサール条約を活用していくことが大切です。たとえば霞ヶ浦はただ登録湿地ではありませんが、昨年のパレンシア会議（スペイン）でも積極的な保全の取り組みが発表され、国際的にも注目されています。まず、琵琶湖の湿地の管理計画をしっかりと立て、計画を推進する時点で関係する内湖や河川を含めていけばよいのではないのでしょうか。ちなみに、ヨシ群落の保全・保護地区には

内湖も入っています。

湿地の文化的側面が  
いま世界的に注目されている

湿地の保全や活用について親から子どもへ受け継ぐ、あるいは文化を継承するといった側面はどのようにお考えですか。

前畑 一九九六年に琵琶湖博物館が開館した際、世界古代湖会議が開催されました。この会議では、湖の自然とそのほかに暮らす人々の生活は互いに密接に関連しており、文化は自然の反映であり、その逆もまたそうであるといった考え方が提示されました。それは「生命文化複合体」という言葉で表されています。これは私感ですが、文化的な側面を言つと、日本が先の戦争に負けたことがその善し悪しは別として、日本人の生活文化に大きく影響したように思います。敗戦後の貧しい暮らしの中に米国の大量生産、大量消費の流れが押し寄せ、この合理的な思考を懸命に追いかけているうちに、日本もいつしか豊かになっていきました。しかし、ふと振り返ってみると、すでに自然は大変なことになっていました。そして、日本人のアイデンティティも喪失していた。

いま大事なことは、かつて地域地域に息づいてきた文化、伝統を掘り起こすことです。同様のことは、日本だけではなく世界各国が再考しはじめています。そ

それぞれの地域に永く受け継がれてきた伝統文化。その中には数多くの知恵が含まれており、それらは現在の生活に生かせると思つのです。また、伝統文化、それらを身をもって継承しておられる年輩の方々が地域地域にたくさんおられますから、掘り起こすことは十分可能です。須川 有益な人材が活用されていないことは非常にもったいないことです。湿地やその価値を生かしてきた人々が、地域の財産であるという感覚が希薄なんですね。

昨年のパレンシア会議では、湿地の文化的側面に注目する非常に長い決議文が出ました。この湿地の文化的側面というのは、水にかかわる文化のすべてを含みます。たとえば、以前は田んぼを利用するためにいるいるな行事があり、伝承も数多くあり、それが一つになっていました。現在は祭りなどに一部は残っていますが、本当の意味で、つまり生きた形では継承されていません。

昔の形に戻れということではないけれども、これからの湿地のあり方を考える上で有益なヒントがたくさんあります。現在、日本の全域が同じようなパターン。の圃場整備などを行いつつありますが、本当は琵琶湖なら琵琶湖の、それぞれの地域の特性を生かしたものにしたいかなければならないのです。そのヒントが数多く眠っています。それらを汲み上げて、次の世代につなげていくような作業が非常に重要だと思えます。世界各国の人々

もこのことに気づいたのです。

口分田 昭和四十五年あたりまで、琵琶湖周辺にはヨシ原がたくさんあって私たちは、ヨシ原に分け入らなければ、琵琶湖を間近に見ることができませんでした。たとえば、湖北や守山市でも広大なヨシ原があつて、間近に琵琶湖を見るのがほとんどできなかったのです。わずかに細い踏みつけ道や船が出入りする水路が所々にあつて、そこへ行ってはじめて琵琶湖に接することができました。

その後、湖周道路ができ始め、そのヨシ原の上を道路が通つたのです。その道路に上がれば、琵琶湖が見られるようになりました。昭和四十六年に琵琶湖全体が鳥獣保護区になり、それと同時にカモ類がどんどん増え、三年後には湖北の早崎に初めて白鳥が飛来しました。最初は七羽でしたが、「わあ、白鳥が来たあー」と大喜びして未完成の湖周道路から白鳥の群れを眺めたことを、昨日のこのように思い出します。子どもたちもお年寄りも、誰もが感激しました。それから白鳥に夢中になった子どももいたはずですよ。このように、琵琶湖という大自然の恵みの中で感激した実感、そのような気が持ちが次の世代に受け継がれて行くことが何よりも大切だと私は思います。

現在、湖北のほうで広範囲の内湖復元によるピオトープをつくっています。もう一度、当時の自然を呼び戻したいのです。白鳥をはじめ数多くの野鳥が飛来すると、地元の人々もあらためて関心を持

ち、その中で生きものが復活してきます。それを子どもや地域の人も体験する。「昔はこんな感じだったんだ!」という感慨を抱きながら…。だから、湿地をしっかりと守っていかなければならない。そうすれば、これからも人間と生物は共生できるのではないかと、ということに多くの人気がついてくれるはずです。それがまた各地に広がり、「うちでもできるのではないか」というように取り組みが拡大していくと思います。いま、学校では校内に川や池を造つたりしています。これもラムサール条約の推進に必ず役立ちます。

個々の役割、情報を生かす生活に密着した「ワイズユース」

条約のキーワードに「ワイズユース」(湿地の賢明な利用の仕方)というのがあります。これについて皆様のご意見をお聞かせください。

須川 ワイズユースの反対語はアン・ワイズユースです。では、湿地の使い方がワイズかアン・ワイズかをどこで判定するのかというと、マイナス方向の変化があるかないかなのです。これは、「生態学的特徴の変化」という言葉で文書にもなっています。「湿地のリスク」についてのガイドラインもできています。特にひどい状況にある湿地には黄信号を出し、これに対して世界中の人々が手を差し伸べ、知恵を絞るのです。もちろん、

この逆もあります。よくやっているところは誉めます。このようにして、優れた知恵や取り組み、その経緯をどんどん取り入れていこうという姿勢は条約でも顕著です。

もう一つ重要なのは広報・普及・啓発活動「セバ」(CEPA: Communication, Education & Public Awareness)です。普及・啓発というのは環境教育・普及啓発のこと、これを「エバ(EPA)」と言っていました。これに、「コミュニケーション」の頭文字の「C」が加わりました。これが何を意味しているのか。一例を挙げます。漁師やヨシの業者は毎日のよう

に湖岸湿地やヨシにかかわっていますし、教育関係の方々も子どもたちにかかわっています。それぞれの情報は他とは比較にならないほど深く豊かです。お年寄りの伝承や地域文化に関する知識も同様です。そこで、これまでのようなタテの系列で上から下へと情報を伝えていくのではなく、新たにヨコに広げた関係をつくっていこうというのが、この「コミニ



二ヶーション」の考え方なのです。地域の一人ひとりの役割、情報力をしっかりと捉えて教育や啓発を推し進めていくわけです。ここにワイズユースの原点があると思います。

前畑 生活に密着しているという意味でのワイズユースですね。まず根本から始めようということ、それぞれの地域の価値や文化、あるいは自然にかかわる生活そのものの中に価値を見つけ、掘り起こしから手がけ、それを広めていくことからののです。つまり、地域で暮らしている人々自身が何をどうしたいのかという対話がスタートラインになるでしょう。その意味では、私も須川先生と全く同意見です。

口分田 私が具体的に思うのは田んぼです。この話はよくするのですが、たとえば棚田や山の中の田んぼを人が放棄していくとします。放棄していくということは人も消えていくということです。したがって、その田んぼの周辺の山や里山が荒れてきます。これをそのまま放置しておく、さらに荒れ果て、ますます人が住まなくなります。ですから、このような田んぼの保護をしっかりとやらないとすべてが自分の生活に及んでいきます。近くの川などもきれいでなければ、その周辺の生活や地域文化、受け継いできた祭りもなくなっていくます。人がいなくなるのですから…。

それから考えるとラムサール条約というのは、そんなにハードルが高いもので

はないのです。自分の足元をこの条約の視点から考えなければならぬこと、一人ひとりがやらなければならないことがたくさんあるのです。それに気づいて、自分の足元から固めていく、このような活動が必要なのではないかと思っっています。

今年九月に条約登録十周年を記念して博物館でシンポジウムを開催されるそうですが、その概要などを教えていただけますか。

前畑 私は直接的にはかかわっておりませんが、琵琶湖の保全を目的に滋賀県や二十一市町で構成する「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」が五月に開かれ、開催が決定されたと聞いております。過去十年間の総括と今後の施策を考えるシンポジウムです。広く地域や一般の方々にも参加を呼びかけ、生活者の意見を積極的に発信していただき、多くの人々が合意できる方向を見いだしていく会議になるのでは、と期待しています。

須川 特に今、東南アジアの人々はラムサール条約に強い関心を抱いています。そのあたりの事情を一番よく知っておられるラムサールセンターの方も講演をされるかと伺っています。東南アジアの人々がこの条約を注視している理由は湿地のワイズユースの考えです。最初は水鳥保護の条約だと、あまり注目していなかったのです。しかし、多くの国民の生活を支えるには、工業を振興するよりも農業

や水産をはじめ湿地を積極的に生かしたほうが賢明だと。そうすれば多くの人々の生活が豊かになるし、観光も促進される可能性があると考えはじめたのです。条約が提言しているいろいろな考え方がリアルに響くみたいですね。水辺地域は生産力が高いということで、湿地が重要だという考えを前へ持つてくると環境政策も進めやすく、地元の理解も得やすいわけです。

条約の主旨を広く浸透させ地道な活動を導く地域リーダーを

条約登録から十年を迎えるわけですが、今後に向けた課題や施策などをお聞かせいただけますか。また、琵琶湖は世界的にも非常に注目されていると思いますが、そのあたりはいかがですか。

須川 まず、ラムサール条約からのような宿題が出ているのかをできるだけ多くの人々に理解してもらうことが重要です。そのために、私は何人かの仲間と「琵琶湖ラムサール研究会」という会をつくり、条約の普及啓発のための冊子をつくったり、ホームページを作る活動をしていますので、ぜひ多くの方に活用してほしいと思っています。湿地には数多くの機関や団体が絡んでいます。それらが琵琶湖の問題の解決に向けて、どのようなことを行っているのかをきっちり整理して、外からも見えるように発信していかないとけません。

環境立県と言われて、国際的にも期待されている滋賀県ですが、ラムサール条約という共通語をもつことによって、どういうことはすでに行っていて、どういふことはまだ行っていないのかがわかってくるのが大切だと思います。

前畑 湿地として湖回りに大面積を占めている田んぼの役割は非常に重要です。そこで、私も田んぼがもっていたかつての水生物のゆりかごとしての機能、つまり魚やカエルなどの産卵場、子どもの生育の場としての役割を復活させるべく漁家、農家に行政も加わった縦断型の田んぼ水辺研究会のような組織を結成しようと思っっています。今日もここへ来る前に近くの漁師さんの所へ伺って、「発起人になってください」とお願いしてきたばかりです。それから、ヨシ帯、これの保全・復活に向けては、県の各部署で現在様々な取り組みをされていますので、大いに期待されると思います。

話は戻って田んぼのほうですが、農家の方々は昔みたいであってほしいという思いが非常に強く、こちらにも熱意が伝わってきます。実際、新旭町のほうでは世代を超えて「水辺の学校」という活動が始まっています。まずは田んぼの観察などを行っているようですが、これと本格的に田んぼの機能が復活したらすごいですよ。「三、四十年前の田んぼの機能を甦らせたい！」とみなさんが意気込んでおられます。水田の乾田化と田んぼがもっていたかつての機能の回復は互いに



相反するものですから、技術的になりに  
難しいことも含まれていますが、両者の  
間でどのように折り合いをつけるかが、  
今問われています。  
口分田 今、皆さんがおっしゃったよう  
に、課題はラムサール条約の意図を県民  
にどのように浸透させていくかだと考え

ています。私の町には、螢、カモ、湿原  
といったテーマがいくつもあり、それぞ  
れについて問題が提起されればすぐに調  
査・研究を始めシンポジウムなどを開い  
ています。これらによって関心を高めて  
いくわけです。

問題はリーダーになる人が少ないとい  
う点です。そこで、この課

題への取り組みも兼ねて、

私は三年前から町で、「高  
齢者の環境教育」というも

のを行ってきています。最  
初は人が集まってくれるか

と心配しましたが、二十人  
ほど集まりました。二年目

は面白いということで約四  
十人、今年は八十人くらい

になりました。高齢者の方  
に皆が暮らした少年時代の

環境を今の子どもたちに話  
してもらおうというもので

す。こういうことをやりな  
がら、高齢者が若い世代に

昔の環境はどうだったの  
か、水辺文化はどうだった

のかを伝えていただきたい  
のです。その橋渡しが私た

ちの役目だと思っています。  
前畑 私どもにもよく地域

からお声がかかります。私  
どもの博物館では地域支

援、つまり、地域の方々か

ら学芸員の派遣などの依頼があれば、お  
手伝えさせていただくという立場をとっ  
ています。博物館が地域のお役に立つの  
ならば、どんどん活用していただきたい  
と思います。私どもが直接うかがえない  
場合、まだ準備上ですが、博物館を核  
に主体的に活動しております。「はしかけ  
さん」というセミプロ集団などを紹介  
もできます。将来的には、地域からお声  
がかかれば、その地域にいるはしかけさ  
んが、お役に立てる方法を考えておりま  
すのでお問い合わせいただけたらと思い  
ます。

須川 この琵琶湖水鳥湿地センターの隣  
にある湖北野鳥センターがオープンした  
のは一九八八年です。その頃に小学生を  
対象にした「冒険クラブ」というプログ  
ラムに参加した子どもたちの中から、現  
在のセンターの活動をささえる人たち  
や、琵琶湖ラムサール研究会のメンバー  
も生まれています。実際にわずか十年ほ  
どで次の世代が育ってくるのです。

口分田 この前、私が代表になっっている  
「カモとホタルの里づくりグループ」(山  
東町)が「日本水大賞」奨励賞を受賞し  
ました。「日本水大賞」はあらゆる人々  
が、水、川、湖沼、地下水などすべての

水空間において、水に関する環境 防災、  
水利用などの向上をめざして具体的に  
行動し、なんらかの成果をあげる団体」に  
与えられる賞で、本年は二六六件の応募  
があり、九件の団体が表彰されました。  
この受賞は、私たちグループの今後の活  
動の大きな励みになり、また発足以来初  
めての受賞で、本年グループ発足十五周  
年を迎えた記念すべき年に花を添えるこ  
とになりました。

そこで、滋賀県でも「ラムサール琵琶  
湖活動賞」や「草の根琵琶湖活動賞」と  
いうような、地道な環境活動に対しての  
賞を設けていただけないものかと願って  
います。地域を問わず地道な環境保全活  
動に力を入れて、成果をあげている団体  
や個人を励ましていただければと思っ  
ています。そして、この表彰時において、  
その活動を発表し合い、励まし合って環  
境への関心を深めることができたと思  
っています。今回の鼎談が賞制定のきつ  
かけになれば、これほどうれしいことは  
ありません。

この鼎談は、平成十五年七月二日、  
「湖北野鳥センター」で行われたもの  
を収録いたしました。

「琵琶湖ラムサール研究会」の以下のホームページからラムサール条約本文、最近の締約国会議で  
出された主要文書の翻訳や解説などが読めるようになっていきますので、条約の勉強のためにご利用  
ください。

「琵琶湖ラムサール研究会」のホームページ <http://www.biwa.ne.jp/nio/ramsar/profoww.html>

近年、琵琶湖におけるレジャー活動は多様化し、観光客の増加に伴って、自然環境や周辺の生活環境への影響が懸念される状況に至った。本年四月に施行された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」は、これらの負荷を低減し、次世代の人々に琵琶湖の環境を健やかなまま引き継いでいくことを目的としている。滋賀県の自然保護課・川上 毅課長に、新条例施行までの経緯から施行後の反響、今後の展望などをお聞きした。

「環境人リレーインタビュー21」⑤

滋賀県琵琶湖環境部  
自然保護課 課長

川上

毅

# 共に考え守る琵琶湖レジャー 次代に向けて新条例スタート

今回、施行された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の概要を教えてください。

川上 この条例はレジャー利用に伴う環境への負荷を低減することを目的としています。基本的な理念として二つの考え方があります。一つは琵琶湖の自然環境や、湖畔に暮らす人々の生活にできる限

り負担をかけないこと。もう一つは琵琶湖の環境を損なうことなく健やかなまま次世代に引き継ぐことです。琵琶湖には様々な方がかわりますが、各種のレジャーを楽しまれる方、関係事業者の方、県：それぞれが責務を担ってレジャー利用に伴う環境への負荷を少なくしていくこととしています。

これまでレジャー利用に伴う課題については対処療法的な対策が行われていた感も否めませんが、今後は計画的・総合的に進めることとしています。具体的には基本計画を策定し、これに基づいて広報啓発、県民活動の促進、施設の整備や調査研究を進めることとなります。具体的施策として特に主要なものが三つ

あり、「琵琶湖ルール」と呼んでいます。一つ目は「静かな琵琶湖」ということで、騒音防止の観点から、一定の水域においてレジャーボートの航行を規制するということ。二つ目は「清らかな琵琶湖」ということで、従来型2サイクルエンジンを使用したレジャーボートを段階的に禁止していくというものです。そして

三つ目が「自然豊かな琵琶湖」とした、いわゆるリリースの禁止です。特に生態系の影響が強いといわれているブルーギルやブラックバスについて、これを釣った場合に再放流（リリース）を止めていただくというものです。

この三つを柱とした「琵琶湖ルール」を中心に、各種の施策を基本計画にのっとして総合的に推進していくのがこの条例のポイントです。

### まず平成十二年に懇話会を設置 現状の課題を多角的に討議

施行までの経緯などをお聞かせいただけますか。

川上 平成十三年の七月に「琵琶湖適正利用懇話会」というものを設け、この中でレジャー利用に伴ってどういう課題が生じているのかをいろいろと議論していただきました。翌十四年三月に提言をいただき、これを踏まえ、既存施策の拡充強化で対応できない課題については、新たな制度・条例が必要だろうということになり、今回の条例制定につながったわけです。

条例の制定に際しては、平成十四年六月に、県民政策コメント制度に基づいて条例要綱案を一般に公表しました。その結果、県内よりも県外から多数のご意見をいただきました。特徴的だったのは、リリースの禁止に反対という意見が実に多く寄せられたことです。県民政策コメ

ントに直接基づくもので約二万件、署名というかたちでは約五万二千件もありました。他方で、中央環境審議会委員に対するアンケートでは九七%の方が賛意を示され、数多くの団体からも賛成の立場からの要望書をいただきました。

これらを踏まえながら県の考え方をまとめ、必要な修正・改正を加えた条例案について、県議会では様々な角度から活発に議論をいただき成立したわけです。その際、付帯決議をいただいています。条例の施行後、三年をメドにこの間に得られた科学的知見、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷をさらに低減するための新たな方策の有無等を踏まえ、必要な見直し等の措置を講じるといふものです。ですから、今後、状況に応じて進化していくような条例になっているのです。

一般に広く公表された  
というのは珍しいことな  
のでしょうか。

川上 基本的に県民政策  
コメント制度ができてか  
らは、県政の基本にかか  
わる施策や重要な課題に  
ついては広く皆さんの意  
見を伺うということであ  
り、最近はこの制度がよく  
活用されていると思いま  
す。

それは全国の声も組み入れるといった視点もあるわけですね。今回は特に反響が大きかったわけですか。

川上 そうですね、かなりの反響であつたと考えます。全国的な関心が高かつたので要綱案の公表に引き続き、東京でシンポジウムを、また大阪で意見を聞く会を催すこととなりました。一般の方々も多数ご参加いただき、活発な意見表明・議論がなされました。反対意見の主なものはリリースの禁止についてです。特にバス釣りについては、キャッチ・アンド・リリースというのが一つのやり方になっているのだ、というご意見。

またリリースをしないことが、結果として魚の命を奪うこととなるので、教育上も抵抗感があるといったご意見などが示されました。

それぞれの意見を聞きながら  
段階的に条例を進化させていく

施行に至るまでに、他にはどのような  
課題があつたのでしょうか。

川上 新しい文化をつくっていくわけ  
ですから、今まで馴染みのなかつた人やわ



かつてはいるけれど行動に移しにくいという人もおられると思います。これから長期的な視点に立つて、機会を捉えながら粘り強く普及啓発に努めていくということが施行前から施行後、全体を通じての大きな課題だと考えています。このため、現場サイド、つまり実際に釣りやプレジャーボートを楽しめる方、またこれにかかわっておられる事業者の方々のご意見も伺いながら、少しずつ浸透させていき、ルールの定着を図っていくことが大切だと思っています。

キャッチ・アンド・リリースの反対は現実的で理解できますが、プレジャーボートを楽しむ人からなどの反対もあつたのですか。

川上 騒音規制の観点から、航行規制水域を設けています。具体的には住居や病院等の端から三五〇メートルの所にブイを置いて、その外側で航行していただくということになっていきます。しかし、水上バイクなどを楽しむ人は湖岸にいる人に見てもらいたいのか、あまり遠くの誰も見えない場所に行かないというわけです。もう一つは、こういったことで琵琶湖ではマリレジャーが楽しめるという不評や誤解などが広まると、これを糧に

しておられる人たちに経済的な悪影響が出るのではないかと関係業界からの意見もありました。互いにルールを守れば、さらにマリレジャーが楽しくなる」といった普及啓発も必要だと考えています。

条例施行の意義を改めてお聞かせいただけますか。

川上 今まではごみの放置をしない、迷惑駐車をしない、プレジャーボートは静かに乗る、釣り糸を捨てないなど各自のマナーの範疇で対応していましたが、これには限界があつて良くならなれど指摘されてきました。それが今回は条例という形で、県議会で全会一致で新たな社会のルールとして定められたわけです。これが一つの大きな意義であるといえます。プレジャーボートの自由、釣り人の自由、それは何でも好きなことを自分だけの都合でもいい自由ではなく、やはりしっかりと守るべき行動規範があり、その上での自由であること、つまり自由を支える規範が共通の認識として確認されたということかなと思います。

また、リリースの禁止については琵琶湖を舞台として、皆で生態系という考え方や自然と人のかかわり方に

いて認識を深めたことも将来世代につながる大きな意義の一つだと思えます。興味深く有益な研究成果も示されました。さらに、琵琶湖ルールというわかりやすい形で目標が明らかになったことも意義の一つです。これによって関係者が共通の認識を持って、同じ目標に向かって一丸となつて取り組むことができます。

少し視点を変えて伺いますが、世界的には条例的なものはどういう状況なのでしょう。

川上 たとえば釣りについては、釣りに上げた魚はどういう魚であるのか、名前は何か、どういふところに生息しているのかなど、よく解っていないければ釣りが許されない例もあると聞いています。また、キャッチ・アンド・リリースの例を挙げると、アメリカのイエローストーン国立公園では生態系に影響の強い外来魚(Lake Trout)を釣った場合は、その魚は殺さなければならぬというものがあります。「アメリカではすべてキャッチ・アンド・リリースをしている」と誤解している人もいますが、この場合は魚の浮き袋を突き刺すなど処理の方法も示しており、既存の生態系保護についての協力を求めているのです。つまり、釣り人もそれなりの見識を持っていなければならぬわけです。

IUCN(国際自然保護連合)という国際的な機関では生態系に影響を与える移入種(外来種)を百種類選んでおり、

その中にブラックバスも含まれていますが、法制度として対策を講じているものはあまりないのではないのでしょうか。ただし、諸外国には、生態系のことまでよく考慮された中で釣りが行われているという、社会認識の高さがあることも忘れてはいけないと思います。

### 施行後のアンケートでは 八割前後が協力したいと回答

県民・地域の人たちからの施行後の反響をお聞かせいただけますか。

川上 条例施行前は、反対意見のほうが多かつたと思います。しかし、施行後は「よくぞ実現してくれた!」というメールが届くようになりました。これは、今、精一杯この課題に取り組んでいる琵琶湖レジャー対策室の室員も励みになると思えます。サイレント・マジョリティである県民の多くはこの条例を必要だと考えていたのではないのでしょうか。自然保護や騒音防止など様々な視点から意見が寄せられています。特に多くの人たちが良かったと言っているのは騒音防止です。プレジャーボートの航行規制によって騒音の被害が解消されることへの期待が高いようです。まだ、全体的な評価はできないでしょうが、条例施行が奏功しはじめていような印象を受けています。

そのあたりは非常に解りやすいですね。では世界的な反響はいかがですか。





「ノーリリースありがとう券」引換所兼協力店舗

川上 まだ世界への発信は必ずしも充分ではないという気もしており、条例の英文パンフレットなどを作成しました。これを「世界水フォーラム」の際に配布させていただき、個人的にお話した外国の方々からは、なかなかユニークな施策を、思い切ってやっていますね」といった感想もいただきました。また、英文入り写真集も作りました。滋賀の自然の素晴らしさを国際的にもアピールするためです。概ね「滋賀県では豊かな自然と深く



外来魚の重さを量っている様子

かわる暮らしが営まれているが、いまま自然からこういう警鐘があり、新しい生き方を探る必要もあるのではないかと投げかけを行うもので、特に警鐘の部分では外来魚のことも掲載しています。知事がよく言われるように、琵琶湖ルールは「琵琶湖」から「全国」への発信であり、さらに広げて「世界」にも提案できる内容ではないかと思えます。

条例のPRのために駅前での活動もされたと聞いていますが、そのあたりのこともお話しいただけますか。

川上 条例施行の前日、三月三十一日に大津、草津、彦根などJRの主要駅で琵琶湖環境部長以下、関係課の協力もいただきながらPR活動を行いました。琵琶湖ルールの概要を記したティッシュペーパーや花の種を配布しながら、理解と協力を求めました。反応は良かったように記憶しています。また、条例がどのように受けとめられているかを知るために、

ゴールデンウィーク中にアンケート調査を実施しました。その結果、九割近くの方がリリースの禁止などを存じて、ほとんどの方から協力したいとの回答をいただき、かなりの手応えを感じました。

## 今後、特に重要なのは 県外の方々への啓発普及活動

条例の施行から数カ月を経て、県民の賛同も深まっていると感じています。地域の人たちと観光客という二通りの対象がありますが、今後それぞれに対する啓発活動や具体的施策を教えていただけますか。

川上 先ほども申し上げたように、県民の皆さんからは琵琶湖は自分の生活に密接なかわりがあるということで、かなりの理解をいただいているものと思います。今後、普及啓発という点では、県外から来られる人たちが主な対象になると考えています。すでに知事が自ら近隣府県に足を運ばれ、協力をお願いしているのですが、この夏には近隣府県の主要駅にポスターを貼らせていただいたり、電車で吊り広告を出したり、またニュース性の高い施策を進めることでマスコミに取り上げてもらうような啓発を考えています。たとえば、「ノーリリースありがとう券実験事業」という試みです。釣り上げた外来魚をリリースせずに特定の場所に持っていったら、「ノーリリースありがとう券」と引き換えることができるという仕組みです。五〇〇グラム当たり百円相当のクーポン券のようなものです。これを施策に協力いただいている店に持参すれば、百円相当の商品やサービスを得ることができるようになっています。

具体的な特典があるわけですね。しかし、条例については、全国から来られると、まったく知らない人もおられると思いますが、違反については具体的にどう対処されるのですか。たとえば、プレジャーボートの航行禁止の場合は…。

川上 航行規制区域には標識ブイを浮かべています。仮にブイの内側で走行をしなければ、まず、航行規制区域から外に出るように指導します。この指導に従ってもらえない場合には、停止命令が発せられます。これにも従ってもらえない場合には最終的には検挙ということになります。この夏は、県庁関係各課や各地域振興局にも特別に協力をいただき、沿岸パトロールを行いたいと思います。また、既に地元を熟知しておられる六十六名の方にレジジャー利用監視員になっていただき、指導・監視に当たっていただいております。

なお、四月二十九日には県警察と合同で一斉取締模擬訓練も行いました。警備艇やヘリコプターも導入した大々的なものです。県がそれだけこの問題を真剣に考えていることをわかっていただく意味でも良かったと思っています。

## マリンレジャーの質の向上と 琵琶湖の価値の再発見が 観光振興にも貢献すると期待

ところで、マリンレジャー業界の施行

後の反応はいかがですか。また、条例の施行によってさらに集客が拡大するようになるでしょうか。そのあたりも含めてお考えをお聞かせください。

川上 業界からは、一部のマナーの悪い人のせいでマリンレジャー全体が悪者扱いされるのは困るので、積極的に協力したいと言われています。マリンレジャー全体の質を高める上でも、条例は役立つはずですが。また、アンケートの結果、七割減るとされたバス釣り人については、長年琵琶湖を見ておられる方の印象としては、それほど減ってはいないようなことも聞いています。

ちよつとそれですが、かつては釣りに取つても、モロコ釣り、ボテ釣り、ハ工釣り、ピワマス釣りなどいろいろな釣りが広く楽しまれたようです。つまり魚も多彩であったということです。残念ながら南湖では現在ほとんどが外来魚となつています。「釣り」を、様々な魚の生態に応じて人の知恵と技が織りなして形づくる「文化」と捉えるなら、釣れる魚の種類が減ることは、釣り文化の存続という意味でも決して好ましい事態ではないでしょう。琵琶湖の奥深い釣り文化を守り、伝える、あるいは復活させることなどを通じて、様々な人が集う琵琶湖になればいいと思います。

いずれにしても、県では「マザーレイク21計画」という総合長期計画の下で、たとえば一つの目標として昭和四十年頃の水質を甦らせるべく様々な努力をして

います。かつての記憶を今の世代が有しているうちに実現し、次世代に継承する責任があると考えています。ある調査によると子ども遊び方を見ても、昭和四十年代を境にして屋外と室内での遊びの時間が逆転しています。自然の中で過ごすことは精神形成の点でも非常に大きな意義があるはずですが。琵琶湖の自然はこのような意味においてもかけがえのない価値を有するものであり、その再発見を通じて琵琶湖に憩う人が増えることを期待します。

ちなみに、現在の外来魚の回収状況はどうですか。また、この夏、観光客の声も聞かれるのですか。

川上 現在、回収ボックスや回収生け簀を通じた回収で3・9トン、ノーリリースありがとう券を通じた回収量は5・3トン集まつており、着実に増えています。「この施策に協力するぞ」という声援が具体的な形となつて聞こえてくる気がしてうれしい限りです。レジャーにいらつしやる人と地元で受け入れる人との対話が大切だと審議会などでも指摘されていますが、観光客の声を細やかに聞いていくことも必要だと思えます。初めての試みなので、様々な課題が生じてくると思いますが、それを一つひとつクリアしていくことが大切だと思います。

回収量は七月末時点のものとした。

最後に誌面を通じてのメッセージなど

ございましたらお聞かせください。  
川上 この条例は、琵琶湖にかかわるすべての人々が問題意識を持つて、進化させるべきものと考えています。こうしたことから自然保護課では、「いきもの目安箱」を県民サロンやホームページ上に設置し、できるだけ多くの皆さんの意見を聞き、今後のさらなる改善に「げていきたい」と願っています。ぜひ、このレジ

ヤーに伴う環境問題についても積極的に考えていただき、忌憚のない建設的な意見や提案をお寄せいただきたいと思います。お待ちしております。  
最後になりましたが、これまで大変多くの方に支えていただきましたことに御礼を申し上げますとともに、今後とも引き続きご協力をお願いしたいと思います。

#### 資料 琵琶湖ルール（主なもの）

##### 2 サイクルエンジンの使用禁止

平成十八（二〇〇六）年四月一日から従来型の2サイクルエンジンの琵琶湖での使用を禁止します。なお、すでに所有している者には、二年間の経過措置があります。

プレジャーボートに搭載されているエンジンは、排気ガスを水中に排出しています。その排気ガスに含まれる有害物質が与える琵琶湖の水質への悪影響を低減するため、代替機種への転換を図ることとし、2サイクルエンジンの使用が禁止されます。

##### 外来魚のリリースの禁止

釣り上げたブルーギル、オオクチバス等の外来魚のリリース（再放流）を禁止します。

琵琶湖は、世界有数の古代湖として、貴重な固有の生態系を育んできましたが、ここ三十年ほどの間に、もともと琵琶湖になかった外来魚が増加し、生態系が大きく変化しました。様々な原因が考えられ、滋賀県では「マザーレイク21計画」に基づき、県政そして県民生活などあらゆる分野で環境施策に積極的に取り組んできました。

琵琶湖の環境を健全な形で次世代に引き継いでいくためには、これを阻害する要因を一つひとつ取り除いていく努力が求められます。こうしたことから今回の条例では、釣りというレジャーの側面からも取り組みを進めるため、外来魚のリリースを禁止します。

##### プレジャーボート航行の禁止

プレジャーボートの操船者は、次のことを守らなければなりません。

- ・騒音防止の観点から、住居や病院、学校付近の水域を航行禁止とします
- ・違反者には停止命令を発し、命令違反者には三十万円以下の罰金が科せられます
- ・消音器等を改造したプレジャーボートの航行は禁止します
- ・エンジンの空ぶかしによる騒音防止
- ・他のレジャー利用者等への騒音による迷惑の防止
- ・水道取水施設やえり等の工作物への衝突防止のための安全な距離の確保
- ・給油時の、燃料流出の防止

県内の市町村での環境への取り組みを紹介していきます。

# 市民との パートナーシップで ごみの減量を実践

彦根市清掃センター 所長 小川 喜三郎

彦根市ではごみの減量、分別を推進していくためにユニークな取り組みを実践しています。行政と市民、企業が協力しながら、環境意識の啓発を進め、循環型社会の構築を目指しています。

## 余剰汚泥の再生率一〇〇% 肥料として有効活用

彦根市清掃センターでは、今から三十年以上前に汚泥乾燥装置を設け、家庭から排出されるし尿や浄化槽汚泥の再生を推進してきました。その取り組みの一つが余剰汚泥を肥料としてよみがえらせようというもの。一九七七年には処理施設

の拡充を図り、窒素やリン、色やにおいまで取り除ける高度処理施設の完成に伴い、乾燥汚泥（肥料）生産を本格的に開始しました。本来、汚泥処理は肥料として再生するよりも焼却したほうがコストも安く、手間もかからないのです。しかし、当センターのこうした取り組みは循環型社会の構築に向けて大きな弾みとなっていくのではないかと確信しています。



汚泥を肥料化するには、最初に脱水機

を使って汚泥に含まれる水分を八〇%程度まで減らし、そのあと汚泥乾燥機で乾かして顆粒状にします。汚泥を乾燥する燃料は、イオウ含有率〇・一%未満というLSA重油（低イオウA重油）を使っています。これは燃焼したイオウが大気中の酸素と結合して、有害なイオウ酸化物を発生するのを抑制するためです。また、汚水については微生物による生物処理で浄化して、きれいな水にして琵琶湖に放流しています。汚泥処理の工程で大気や水質を汚してしまつては意味がありません。当処理場では、再生処理工程でのゼロエミッションにも配慮しています。

こうして再生された肥料は年間約六〇〇トン（余剰汚泥の再生率は一〇〇%）にもなります。窒素とリン酸、カリウムの含有比率はほぼ「五対五対〇・五」、有機物は約六〇%含んでいます。厳格な

成分分析や植害テストをクリアしており、肥料取締法に基づいて普通肥料「おでい肥料」として国に登録されています。実際に使っていたいた皆さんからは、「野菜の育ちが良くなった」「農作物の収穫量が増えた」といううれしい声も多数寄せられています。処理施設内に専用の肥料置場がありますので、いつでもどなたでも無料で持ち帰っていただけて結構です。また、たくさん必要な方は、お近くであれば2トントラックや軽トラックでの無料配送サービスも行っていますので、ぜひお問い合わせください。

## ごみ指定袋の対象を拡大し、 ごみ減量に大きな効果

彦根市では、二〇〇二年十月から従来の紙製の燃やせるごみの指定袋を廃止し、新たに半透明の炭酸カルシウム入りポリ袋に変更しました。これにはいくつかの理由があります。まず一つ目として、燃やせるごみは毎年三%程度ずつ増加していたので、ごみの分別を早急に進めていく必要があったということ。半透明のポリ袋を使用することで、袋の中身が見えるようになり、分別の徹底が期待できます。もう一つは、最近増加しつつある塩素化合物のごみに対応するためです。塩素化合物のごみは焼却すると有害物質を発生しますが、袋に含まれている炭酸カルシウムと反応することによって、塩素濃度を下げられるのではないかと

考えたのです。

また、従来は燃やせるごみだけを指定袋の対象としていましたが、プラスチックごみと陶器類・その他のごみ（埋め立てごみ）、事業所が排出する一般廃棄物についても新たに指定専用袋を導入しました。指定ごみ袋の販売価格は十枚入りで家庭用（大）が百円、家庭用（小）とプラスチックごみ、陶器・その他のごみ用はともに八十円（いずれも税抜）。お金を出してごみ袋を購入しなければならぬという心理が働くことによって、少しでもごみの減量に結びつけられればと思っています。

指定専用袋を導入した当初は、「長尺物のごみ袋に入らない」「雑誌や段ボールも指定袋に入れなければならないの



「おでい肥料」置場

か」というような苦言も寄せられました。

そこで、新聞紙などの古紙や木の枝などについては袋に入れずに束ねて出してもよいということにしました。また、今年の六月末には六五センチ×五〇センチ（十枚入り百十円）の特大袋の販売を開始。分別回収をスムーズに進めていくために、これからもできるだけ市民の皆さんの意見を反映させていきたいと思っています。

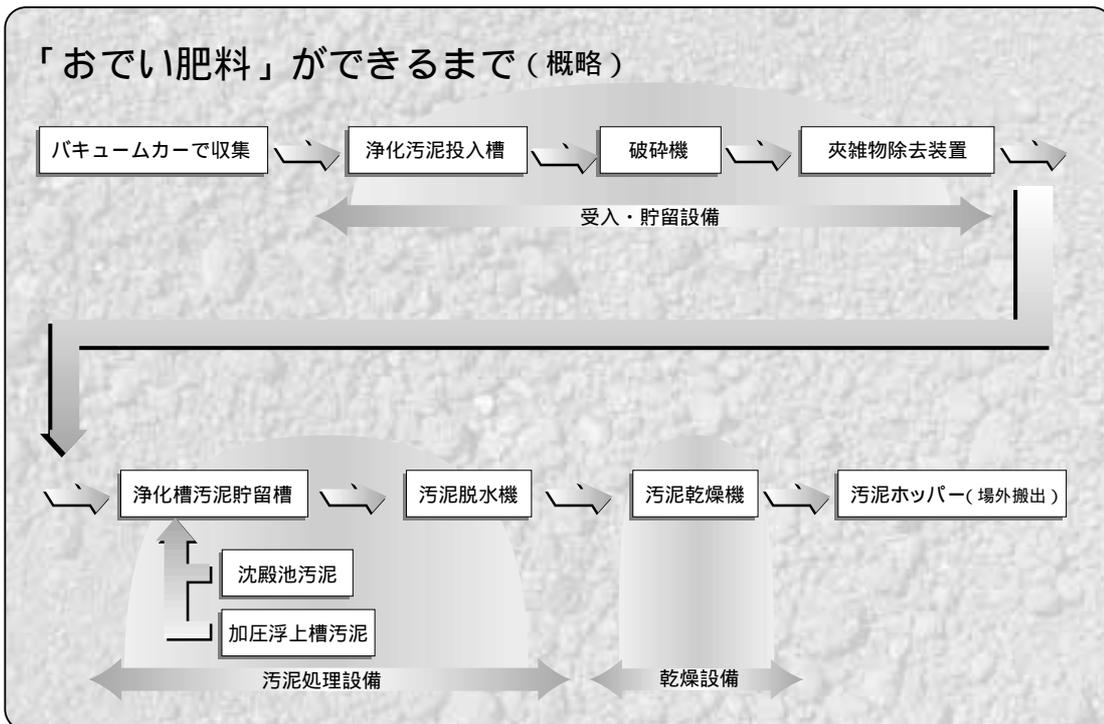
昨年十月から今年三月までの六カ月間に、燃やせるごみを約七％（一、一五〇トン）減量することができました。彦根



「おでい肥料」を持ち帰る利用者

市では八種類の分別回収を行っています。そのうち燃やせるごみの割合は全体の約八〇％を占めます。そのごみを減少させることができたのは大きな成果だったといえるでしょう。市民の皆さんの間に循環型社会への参加意識が根づいて、「不必要なものはいらない」というライフスタイルの見直しが進んだのではないかと思っています。今後もちろんに啓蒙・啓発活

### 「おでい肥料」ができるまで（概略）



動を行いながら、引き続きごみの減量、分別回収に取り組んでいくことにしています。もうひとつ、従来、プラスチック類は圧縮・減容したものを埋め立てていたのですが、今年十月から「容器包装リサイ

クル法」に定められたプラスチック類（トレイやシャンプー、マヨネーズなどの容器）についても資源化を促進していくため、新たにリサイクル施設の建設を進めています。今年度はまず六〇〇トンの資源化を行っていく予定です。容器が汚れていると資源化ができないので、「中身を使い切る」「容器の中を水洗いする」など皆さんの協力をいただかなければなりません。循環型社会を形成していくためにぜひご理解をお願いしたいと思います。

## 草の根レベルの清掃活動で、琵琶湖を美しくきれいに

滋賀県では以前から琵琶湖の環境保全に熱心に取り組んでおり、県の外郭団体である「公園緑地協会」や「美しい湖国をつくる会」などが中心となって定期的な湖岸清掃を行ってきました。彦根市でも琵琶湖に面した湖岸面積が広く、また小さな河川が入り組んで存在することから、ボランティアグループなどに地域単位での清掃活動をお願いしており、当センターはごみの収集という形で積極的に協力しています。ボランティアのメンバーはさまざまです。学校や企業の職員、自治会、学生グループなど多くの市民の皆さんが参加し、散在性ごみの回収や除草に汗を流していただいています。昨年実績で、合計四十回以上のごみ収集依頼があり、そのうち半分ぐらいが琵琶湖岸

の清掃にかかわるものでした。

そのほか、毎年七月一日の「琵琶湖の日」や五月三十日が基準日の「ごみゼロの日」を中心に、行政と市民、企業の皆さんとともに琵琶湖の環境問題を考える意識啓発活動に取り組んでいます。JR彦根駅前で環境スローガンが入ったティッシュペーパーやダストパックを配ったあと、みんなで琵琶湖岸の清掃を行うのですが、毎回三百〜四百名の参加者があり、市民の環境意識は確実に高まっています。市民の環境意識は確実に高まっています。今後とも、こうした地域レベルでの自発的な活動ができるだけサポートし、ボランティアの輪を広げていきたいと思っています。

最近の傾向として、花火やバーベキューなどに関するごみは減少しましたが、



乾燥、おてい肥料

家庭用の燃やせるごみやプラスチック類、ペットボトルのごみが増えてきているようです。コンビニの袋にお弁当やジュースの空き缶などが入って捨てられていることもあります。また、釣糸や釣針などがそのまま放置されていることも多く、湖岸に生息する動物がけがをするケースも少なくありません。残念ながら、五年前と比べて、琵琶湖岸や河川に捨てられたごみの量はあまり減少していないのが現状です。

こうした状況を受け、当センターでは彦根市を八ブロックにエリア分けし、八名の不法投棄監視員の方に定期的なパトロールをお願いしています。琵琶湖岸ばかりでなく、河川や山林などの不法投棄、散在性ごみを見つけて報告してもらったと、素早い回収に結びつけ、ごみを捨てにくい美しい環境をつくらうと考えているのです。ただ、ごみのポイ捨て問題は、あくまで市民の皆さんのモラルにすぎないかありません。ごみを捨てる前に、湖岸清掃に汗を流している人がいることを思い出してほしいと思います。一人ひとりがほんの少し注意するだけで、町は美しく変わっていくのではないのでしょうか。

## 市民参加型の美化活動を実践しながら環境意識を啓発

彦根市は昨年九月に環境規格ISO14001の認証を取得しました。行政と

して積極的に環境問題に取り組んでいくという姿勢を表したもので、電気や燃料の使用量については厳しい目標値を定めながら、市民の皆さんの規範となるように頑張っていきたいと思っています。しかし、ごみの発生量が多くなれば、電気や燃料の使用量もおのずと増えてしまいます。トータルコストを抑制する意味でも、ごみの減量や分別の徹底にご協力をお願いしたいと思います。

また、昨年十月一日から「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」がスタートしました。これは彦根市内に居住、勤務、通学、滞在、また市内を通過する人を対象としたもので、ごみのポイ捨て禁止やたばこの吸殻の散乱防止、犬のふんの後始末などを定めています。違反をすれば、二万円以下の罰則規定も設けられています。また条例が施行されたばかりですので、今後さらに市民生活の中に浸透するように啓発を行っていきたく考えています。

そのほかにも、各地域の自治会などにおいて、排水路の清掃や空地の除草などに自主的に取り組んでもらっています。現在、美化活動を実践している自治会は約二五〇〜三〇〇地域。行政が努力するのはもちろんですが、彦根市ではこのように地域の皆さんが参加できる実践型の取り組みを推進しながら、「だれもが住みやすい、美しい彦根市」を目指して頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします。



## 随想

# ヨシ博物館奮闘記

西川 嘉廣 (ヨシ博物館館長・ヨシ研究所所長)

琵琶湖の周辺に存在し、琵琶湖(本湖)と水路でつながっている湖を内湖と呼びます。かつて37もあった内湖は、戦中・戦後の干拓や埋め立てにより次々と姿を消し、その数はおよそ半分に減り、総面積では実に8割が失われてしまいました。

筆者は、現存する最大の内湖である西の湖の水郷の中心地、近江八幡市円山町で生まれました。この水郷には、日本の原風景を彷彿とさせる「豊葦原」が今も残り、四季折々、独特の景観を醸し出します。

私の生家は、江戸時代から先祖代々ここに産する江州葦の卸業を営んできました。私は長男でありながら家業を継がず、故郷を離れ、大学で基礎医学の研究に従事していましたが、平成十二年三月、定年退職とともに郷里に戻りました。さて、第二の人生をどのように過ごすべきかを考えていたところ、ヨシを通して、琵琶湖の環境問題に取り組んでいこうと思いついたのです。

皆さんは実際にヨシを見たことがありますか。今では限られた場所ですが、お目にかかれなくなってしまいました。私の家の前にはヨシの大群落が広がっており、朝に夕に様々な姿を見せ、心を和ませてくれます。スツとまつすぐに伸びたヨシが風になびくとき、その葉ずれの音は深く心にしみこんでくるのです。

ヨシ(アシとも言う。漢字では、葦、蘆または芦、葦と表記)は、イネ科ヨシ属の多年生草本で、世界の水辺に広く分布し、しばしば大群落を形成します。わが国では、ヨシは、主に葦簀、葦障子、葦葺き屋根などの日常生活の具としてのほか、雅楽の箏の蘆舌の材料などに利用されてきました。また、ヨシは実用面からばかりではなく、古来、精神的にも日本人の生活と深くかかわりをもっており、それは、破魔矢、追儺の矢、茅の輪、葦粽、御葎流し、葦占(粥占)、京都の祇園祭の芦刈山、葎松明など、現在も続いている神事に

よって伺えます。古人は、ヨシに強い生命力と浄化作用があると信じていたのです。

ヨシの伝統的な需要は、生活様式の変化や安価な輸入品の影響で激減しています。一方、水質浄化・生態系保全・景観形成・護岸作用といった機能の観点から、ヨシの重要性が最近内外で認識されるようになりつつあります。このため、滋賀県では全国に先駆け、平成四年にヨシを守り、育て、活用するの三本柱からなる「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」(通称「ヨシ条例」)を施行したのです。同条例では、ヨシを守るために琵琶湖や内湖のヨシ群落を、現況に応じて「保護・保全・普通」の三地域に指定しました。また、育てるに

十年間で30ヘクタールの人工ヨシ原の創出を目指し、種々の植栽法が鋭意検討されたのですが、実際に達成できたのは数値目標の三分の一に過ぎませんでした。ヨシ原を潰すことはいとも簡単なことですが、一度潰したヨシ原を再生するには、多大な年月と費用が必要なのです。現在、ヨシを守り、育てるために様々な地域で植栽事業が行われていますので、今後のヨシ原の復原に大いに期待しています。

しかしながら、なんとこれも現下の急務は、ヨシを活用するにありませぬ。ヨシの新規な活用法として、商品化された「ヨシ紙」と「ヨシ腐葉土」が注目されています。現状では、前者は価格の面で、後者は付加価値の点で、まだ理想的な用途とは言い難いものが

あります。これらの課題を解決するところが、将来のヨシの新たな活用法のステップアップになるのではないでしようか。

さて、話を戻します。帰郷後、私は東近江水環境自治協議会などの住民団体に所属し、一会員としての活動を開始するかたわら、自宅敷地内の小さな二階建ての土蔵を改修し、私設の「ヨシ博物館」を開設すべく準備に着手しました。もっともこの博物館は、あくまでも個人的な趣味としてつくろうとしたものであって、一般公開しようなどという気はまったくありませんでした。ところが、これを知った地元新聞記者が、平成十二年十一月二十八日



二階建てのヨシ博物館にはあらゆる分野の資料が展示されている

付の滋賀版に「父の遺志と琵琶湖を愛する気持ちと／博物館開設へ大忙し」の見出しで、また、さらに一カ月後には全域版に「環境保全・情報発信の根、湖国から／ヨシ博物館開設へ奮闘」と題して、いずれもカラー写真入りの大きな扱いで掲載したのです。続いて数々の全国紙や業界紙、さらに英文紙でも取り上げられ、「開館間近」が次々と報じられる騒ぎに発展したのです。そんな矢先、平成十三年一月二十六日のテレビの生放送の番組に出演した際、「ところでオープンはいつですか？」と尋ねられ、とっさのことでもあり、「四月四日がヨシ」と読めるので、その日を目指しています」と思わず答えてしまった。かくして、自ら招いたこととはいえ、私的なつもりであった博物館の《開館》がいよいよのつびきならない状況に追い込まれる羽目になったのです。それから、家族みんなを巻きこみ大わらわで奮闘。かろつじて予告日の開館にこぎ着けることができたのです。

奮闘した結果そろえた主な収蔵品を紹介すると、まず家業で使っていた古道具・衣類・帳簿・引き札、検地の立て札類。ヨシ工芸品、ヨシ紙製品、ヨシの紋様の陶器や漆器などの日用品。ヨシに係る書画・染め物・写真・ビデオ・CD・テープ類。ヨシペ

ンやヨシペン画、様々なヨシ笛、ヨシ舟や葎葎き民家の模型。ヨシに関する内外の文献・書籍およびそれらを参考にして筆者がまとめた多数の冊子、祖父や父が残した文書などの資料類。そのほかにヨシと神事とのかわりを示す品々、食品や薬品に関する品、ヨシ炭や藻屑(燃料)、フィンランドの作家によるヨシアートやヨシキリの巣や写真などといったものが所狭しと並んでいます。開館二年あまりで、種類も数も随分増えました。

さて開館してみると、予想に反し全国から来館者が引きも切らず、その対応にうれしい悲鳴をあげる事態になりました。新聞、雑誌、テレビなどのメディアでも度々紹介されるにつれ、来館者数は日ごとに増加していきます。リピーターが多いのもうれしい驚きです。また孤軍奮闘で数カ月が経過した頃から、滋賀県立大学環境科学部の数人の学生がボランティアとして運営に参画してくれるようになり、私としては大いに助かっています。最近では、海外からもツアー客やテレビ取材班が来られるほどで、このささやかな博物

館が、ヨシに関する世界への情報発信基地として機能し始めた感触がしています。

また、ヨシ博物館のお陰で、たくさんいろいろな分野の方々知り合うことができました。こうした来訪者から、思いがけない有益な情報を教えていただいたり、貴重な資料をご恵与いただいたことも一度や二度ではありません。本当にありがたいことで、心から感謝しています。

「人間はひと茎の葎にすぎない。自然のなかでもっとも弱いものである。だが、それは考える葎である」(前田陽一訳)は、『パンセ』にみえるあまりにも有名なパスカルの至言。自然界で最も弱い存在の象徴であると見なされたこのヨシが、実はいま、地球環境の保全のためにたくましく活躍しているのです。筆者は、ヨシ博物館を通して、この事実を少しでも多くの人々に今後も伝えていきたいと望んでいます。そのためにも、皆さんに一度、当博物館に足を運んでいただき、「ヨシ」を見て、触れて、知っていただきたいと思えます。

#### ヨシ博物館

ご来館の際は、事前にお電話かFAXでご予約いただくようお願いいたします。

T 523・0805 滋賀県近江八幡市円山町188番地

電話 0748(32)2177/FAX 0748(32)0570

# 環境滋賀 私の意見論評

## 随想「環境に関心を！」

神崎郡能登川町  
北川恒雄

二十一世紀は「環境の世紀」といわれています。しかしながら、私は、琵琶湖の水環境のみならず昨今の観光客のマナーの悪さや意識の低さに憂いをおぼえております。そこで、『明日の淡海』の一読者として日頃感じていることを随想として投稿させていただきます。

私の住む能登川町は東近江の穀倉地帯にあります。町には自転車道の「よし笛ロード」や、関西一大きな水車などがあり、レジャーの拠点としても定評があります。町のキャッチフレーズは「水、緑、人が輝く水車の町」。このキャッチフレーズにふさわしくあるべく、行政を主体に民間諸団体や小・中学校が相互に協力して生活環境の維持管理や清潔向上化に努め、環境保全の啓発や実践活動に積極的に取り組んでおります。たとえば、シルバー人材センターでは散在性ゴミの収集活動や啓発を行い、地元の有線放送では、現在五十歳以上の方々の幼少時代の水環境について語っていただくという番組を放送しています。その時代は地下

水が豊富で流量も多く、自宅前の川では生活用水として利用できていました。今では考えられませんが、米をといだり野菜を洗ったり、また、洗濯物をすすいだりできました。夏は水遊びです。スイスイと泳ぐメダカやムツなどと戯れたと語られ、今はそのメダカさえ見られぬ現状を嘆かれています。ほかならぬ私もその一人です。

現在では公共下水道の普及率も六〇%近くに達し、生活雑排水の浄化に貢献していますが、その一方、付近を流れる河川や小さな溝には人が捨てた大小いろいろのポイ捨てのものが滞留し、夏季の腐敗や悪臭の原因となり、害虫発生の温床ともなっています。分別収集も十分にされているとはいえ、やはり手軽なポイ捨てに走る人も数知れずあります。湖岸は魚釣り、ドライブ、キャンプ場、サーフィンなどレジャーランド化し、ルアーや釣り糸が廃棄され、バーベキューなど飲食物の残りの放置も目立っています。

その後始末を地元住民がなぜしな

ければならないのか。ここに大きな問題があります。特に該当の年齢層は十歳代後半から二十歳代と推定されます。彼らも小・中学校時代は環境教育を受け、ゴミ収集の実践も行ったことでしょう。にもかかわらず成長とともに集団化すると鈍化してしまうのか、見て見ぬ振りをしているように見受けられます。その意味で、小・中学校時代から自主性と自心のバランスを図ることが大切で、まずゴミを捨てないように関心をもたせることが重要だと思っております。

では、そのための訓練や意識改革を誰が強力に押し進めることができるのか。それは、各自が小さなことからコツコツと始め、大人が、社会が、目を光らせていかねばならないことではないでしょうか。禁煙運動が当初、なかなか浸透しなかったけれども数年かかって現在実ってきているように。該当の現場の看板には「きたときよりも美しく」「よこさない、ここはみんなのくるところ」「ゴミ持ち

帰り運動に協力を！」とありますが、このままではただの板になってしまいます。ただの板にさせないためには、行政が自ら率先して実践することが非常に大切だと思うのです。まず、行政が働きかけることで県民に関心をもたせることができるのではないかと思います。この看板をただの板にしないようにしようではありませんか。

水や空気を安易に汚していることは、人間にとっても自殺行為なのです。安全かつ快適な生活、つまり、動植物も含めて共生することが「与えられた命を持続する」ことになるのです。それは本当に小さな心がけの実践でよいのです。

近年の「世界湖沼会議」「世界水フォーラム」の開催や「琵琶湖ルール」の施行など、「水」ひいては琵琶湖に向ける関心はひと昔より格段に高くなっています。このような機会を捉え、ぜひ県民一人ひとりの力で昔の琵琶湖に戻るよう努力しましょう。

淡海環境保全財団は、平成十五年五月に設立十周年を迎えました。これを機に、さらなる環境保全に対する取り組みを行ってまいりたいと思っております。つきましては、当財団に対するご意見やご感想、ご希望などをお寄せください。いただいたご意見は、次号（平成十六年二月一日発行）で紹介させていただきます。

# 地球温暖化基礎知識



最近、「地球温暖化」に関係した言葉を耳にすることはありませんか。でも、よく耳にする言葉でもハッキリわからないと思っている方も多いと思います。そこで今回は、その言葉を取り上げ簡単に説明します。言葉の意味を知って「地球温暖化」防止に関心を持ちましょう。

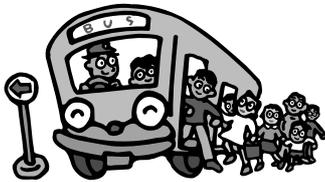
## アイドリング・ストップ

自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。



## パーク・アンド・ライド

マイカーの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和するための制度。自宅から乗ってきた車を、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗り継ぎを促そうというものです。パーク・アンド・ライドは、1980年代からドイツのフライブルグ市で導入され始めたのが始まり。日本でも、金沢市や広島市などで試行されているほか、東京都、大阪府、名古屋市などの大都市でも実験が相次いでいます。



## ゼロエミッション

産業廃棄物を再利用することで廃棄物のない社会を目指すという意味で「廃棄物ゼロ」と訳されています。(完全循環型社会システムの構築)



### 地球温暖化防止シンポジウム 開催

## ヴォーリス建築から学ぶ自然を生かした住環境づくり

ヴォーリスの建築といえば、地元滋賀県のヴォーリス記念病院は言うに及ばず、東京や大阪近郊大都市での大学やホテル、デパートといった大規模建築のいくつかが思い浮かびます。

また、その一方各地域では、数百棟にのぼる洋風住宅のほか、軽井沢では別荘住宅があることは意外と知られていません。

「建物の風格は人間の人格と同じく、その外見よりもむしろ内容にある」(W.M.Vories & Company Architects '昭和12年'より)とヴォーリスは言っていますが、ヴォーリス建築の本質は、際立ったデザインや空間表現を備えた芸術作品としてではなく、自然を最大限生かした健康的な住空間にこそあるといわれています。

設備依存型といわれている現代建築に対して、ヴォーリスの建築は、たとえば軽井沢の建築に見られるように、木造を主体とし空調設備は作らないといったような、その土地の自然環境を考慮した近代建築であるといえます。

採光や通気の工夫、感動を覚えるような収納の設備、自然と共にある「住空間」の話にあなたも耳を傾けてみませんか。古き良き時代の住宅の扉をぜひ開けてください。

- 日 時 / 平成15年10月5日 13:00 ~ 14:30
- 場 所 / 滋賀県立県民交流センター (ピアザ淡海内)  
(大津市におの浜1-1-20)
- 講 師 / NPO法人ヴォーリス建築保存再生運動「一粒の会」会長 石井 和浩
- 定 員 / 100名
- 参加費 / 無料
- 主 催 / 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター、NGO環境しがの風





# 始めませんか？ 「グリーン購入」

私たちが築いてきた便利で豊かな社会は、その代償として、地球に大きな負担をかけてきました。この地球を美しく住みやすい状態のまま、私たちの子どもや孫たちに残していくためには、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を今すぐ改める必要があります。

様々な環境問題を解決して持続可能な社会をつくるために、今の私たちにできることのひとつに「グリーン購入」があります。「グリーン購入」とは、商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考えて必要な量だけを、できるだけ「環境にやさしいもの」を選んで購入することです。

難しく考える必要はありません。たとえば、買い物の際にマイバッグを持参したり、無駄な包装を断ったり、トレーやパックに入っていないばら売りの野菜を買うことなども「グリーン購入」なのです。再生紙100%のトイレトペーパーや詰め替え用のシャン

プーを買うこと、こわれた自転車を修理して使ったり、フリーマーケットを利用することなどもそうです。

商品を選ぶ際の目安としては、「リサイクル素材のもの」「繰り返し使えるもの」「詰め替え式のもの」や、ゴミを削減するために「包装の少ないもの」、流通にかかる経費や環境負荷の少ない「地場産のもの」などが環境にやさしいといえるでしょう。また、「環境ラベル」が付いている商品を選ぶようにするのもひとつの目安です。

「グリーン購入」することは、その商品を作った会社、あるいは売っている店を「評価する」ことにもつながります。「環境にやさしい商品」がよく売れるようになれば、さらに環境に配慮した商品の開発が進むようになり、製造業者、流通業者の環境に配慮した経営努力をも促すのです。それによって、社会を資源循環型に変えていく効果が期待できます。

「グリーン購入」は、いわば地球環境問題を上流にさかのぼって解決していこうという試みで、今すぐに

でも、誰にでも取り組める身近な環境保全活動なのです。

一人ひとりではできることは小さくても、みんなで取り組むことで、大きな動きにしていけることが可能です。地球の未来を守るために、あなたも身近なところから始めてみませんか。

## 代表的な環境ラベル

|                                                                                                                                      |                                                                                                                           |                                                                                                                                        |                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>エコマーク<br/>ライフサイクル全体を考慮して環境に配慮した商品に付けられます。</p> |  <p>グリーンマーク<br/>古紙を原料とした商品に付けられます。</p> |  <p>省エネ性マーク<br/>省エネ性を表すマーク。省エネ基準を達成している場合は緑色です。</p> |  <p>牛乳パック再利用マーク<br/>使用済み牛乳パックを原料とした商品に付けられます。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「滋賀グリーン購入ネットワーク」では、約370団体の会員（県と50市町村を含む）が、取組事例やエコ商品などについて情報交換をしながら、セミナーや展示会などの事業を通して県内のグリーン購入推進に努めています。ご賛同いただける企業・団体のご入会をお待ちしています。

お問い合わせ 滋賀グリーン購入ネットワーク事務局

（大津市松本1-2-1 大津合同庁舎6F 淡海環境保全財団内）

TEL 077(510)3585 / FAX 077(510)3586 URL <http://www.shigagpn.gr.jp/>

先日、新聞に「地球温暖化防止」というタイトルで特集が組まれていました。私たちの毎日の生活ではなかなかわかりにくい温暖化ですが、生きものたちの世界では確実に変化が起こっています。これは生きものたちが私たちにに向けて発している警鐘なのです。

新聞では、東北の桜の開花が早まっているが、南の桜は開花が遅くなっているということや庶民の魚であるマイワシが激減して80年代のほぼ100分の1になり、現状での復活は期待できないとのこと。さらにチョウやセミなどが本来の生息地から北進するにつけ、分布がかなり変化してきているとも言っています。おそらくこれらの例は氷山の一角でしょう。私が知らないだけで、まだまだたくさんの変化が起こっているはずです。

これらの現象は、今までの大量消費や利便性を求める生活のツケの現れでしょう。このツケが恐ろしい勢いで私たちを襲っています。これを少しでも押さえることの必要性や重大性は、日本のみならず海外でも認識されています。国内外を問わず、私たちはこのツケを解消するためにいろいろな知恵を出し合って、生きものたちの警鐘を真剣に受け止め、取り組まなければならないのです。

しかしながら、これだけ世界的に「地球温暖化防止」のことが叫ばれているのに、その対策は遅々として進んでいないように感じるのは私だけでしょうか。確かに、今までのツケを一朝一夕で解決するには無理があります。それでも本当に私たち一人ひとりが真剣に取り組んでいるのか、未来の地球のことを考えているのか、を改めて見直すべきときが来ているのではないのでしょうか。

そのためには行政が率先して行動を起こすことが必要ではないでしょうか。行政内部でも部署が違えば考え方や取り組み方は違いますが、それでも共通の防止策は講じられるでしょう。通勤時はマイカーを避けたり、アイドリング・ストップを励行したりするなど、環境に対する意識改革も非常に重要になってきていると思います。

また、イベント等でライトアップを行うことが多くなっています。これらも本当に必要なことなのでしょう。ライトアップは植物にとっては非常に迷惑なことですし、電力消費のことを考えると、とても浮かれてばかりはいられない状況だと思います。

まずは自分の足下や周りを見直すことから始めてみませんか。自分からやらなければ誰もついてきてはくれません。そしてそれが大きな輪になり、継続していくことができるようになれば、それにこしたことはありません。私たちの遅々とした努力も近い将来大きな成果となるように、日々取り組んでいきたいと思っています。

財団のひとりとごと  
h i t o r i g o t o

## もっと真剣に地球温暖化防止を！



寄付金をありがとうございました

チャリティライブ (MLB presents 琵琶湖チャリティ 『Lake Ska DraG』) の主催者 (代表 西木真也様) から、7月11日にご寄付をいただきました。

**巻頭特集** かけがえのない生命を守る湿地  
琵琶湖の取り組みを世界が注視している 3

龍谷大学講師 須川 恒  
「滋賀県野鳥の会」名誉会長 口分田 政博  
琵琶湖博物館 総括学芸員 前畑 政善

|                    |    |
|--------------------|----|
| ヨシの話 ヨシ博物館奮闘記      | 18 |
| 環境滋賀 私の意見論評        | 20 |
| 地球温暖化防止活動推進センターだより | 21 |
| 財団告知板              | 22 |
| 財団のひとりごと           | 23 |

**巻頭言**  
未来学と次世代と 2

滋賀県立大学環境科学部教授  
土屋 正春

**環境人リレーインタビュー**「環境の世紀」に聴く  
共に考え守る琵琶湖レジャー  
次代に向けて新条例スタート 10

滋賀県琵琶湖環境部 自然保護課課長 川上 毅

**市町村 エコの輪**  
市民とのパートナーシップで  
ごみの減量を実践 彦根市 15



滋賀県の豊かな自然の中で、  
里山作業などを通じ体験学習する  
**「夏休み里山体験学習会」風景**

(淡海環境保全財団 主催)

**編集後記**

『明日の淡海』の取材を通じて、それぞれの考えや立場から環境保全に積極的に取り組んでおられる方々に数多くお会いし、お話を聞く機会を得てきました。その時、必ずと言ってよいほど話題になるのが、子どもたちの自然離れです。確かに夏休みになっても、川辺で遊ぶ姿を見ることは少なく、昆虫を追いかけて野山に分け入る子どもたちに出会うこともまれです。「少年の頃に、日々の暮らしの中で自然に親しんでいなければ、そのほんとうの素晴らしさは、ついに解らないのではないか...」という危惧の言葉が、いまも耳に残っています。自然に親しみ、その限りない豊かさに抱かれて、きらめきに満ちた時を過ごす。いま、あらためて親から子へ、祖父や祖母から孫へ、その喜びと感激を伝えていかなければならないと切実に思います。それが、「自然の慈しみを実感し、明日の自然を守る」確実な一歩になるはずです。

**原稿の募集について**

機関誌『明日の淡海』では、環境や自然に関心のある方々の意見・提言などを募集しています。

- ・環境問題に対する考えや環境施策への意見・提言等
  - ・環境に優しい暮らしにつながる意見・提言等
  - ・美しい自然や自然保護に対する意見・提言等
- 採用分には薄謝進呈

当財団まで郵送・メール又はFAXでお送り下さい。

発行 財団法人 **淡海環境保全財団**

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号

☎ 077-524-7168 ☎ 077-524-7178

E-mail [ohmi9@mx.biwa.ne.jp](mailto:ohmi9@mx.biwa.ne.jp)

URL <http://www.biwa.ne.jp/ohmi9/>

編集・制作 アド・プロヴィジョン株式会社

本誌は、環境や資源の有効活用に配慮した印刷物です。



古紙配合率100%再生紙を使用しています



大豆インクを使用しています